

〔資料紹介〕 芦峯寺一相坊の『印鑑帳』について — 芦峯寺宝泉坊旧蔵の資料群から —

細木ひとみ

はじめに

令和6年（2024）6月、芦峯寺宿坊家の一つ、旧宝泉坊のご当主より「岩峯寺の古い家を処分するので、家の中にあつたものを見に来ませんか」という連絡をいただいた。そこで、資料の寄贈希望の旨を伺い、6月26日に岩峯寺集落の家から運びこまれた事務所の一角で一つ一つ確認し、墨書があるものを中心に御膳等31点を7月5日に受け取ってきた（写真1）。その際に、木箱の1つに3冊の帳面が入っていることを確認しており、その後は順次、受け取ってきた資料のクリーニングや整理作業を進めてきた⁽¹⁾。

そこで、本稿では寄贈手続きのために進めてきた資料整理で確認した芦峯寺宝泉坊の旧蔵資料群と、その中から表紙に「江州高島郡村々／印鑑帳」、裏表紙に「宿院／一相坊」とある芦峯寺一相坊の『印鑑帳』（写真2・3）を紹介したいと思う。

1. 宝泉坊資料について

芦峯寺宝泉坊は、江戸時代中期までに江戸で檀那場を形成し、廻檀配札活動を行っていた。江戸時代後期には商人や職人、下級武士、遊郭の関係者だけでなく、諸大名や江戸城の関係者などにも布教活動していたことが宝泉坊文書から窺える⁽²⁾。

芦峯寺の蔵の中にあつた古文書や御膳の他、三河国（現・愛知県）の西尾藩主であつた松平乗全が描いて寄贈した「立山曼荼羅」宝泉坊本なども所有する宿坊家であつた。そのうち、御膳や版木、写真など233点は令和元年（2019）に当館に寄贈され、その一部は令和2年（2020）3月に国の重要有形民俗文化財に指定されている「立山信仰用具」へ追加されている⁽³⁾。

本稿で紹介する資料は、「はじめに」でも紹介したように、令和6年7月に受け取ってきた、宝泉坊の岩峯寺にあつた家に残されていた資料群である。受け入れた資料31点⁽⁴⁾については以下に記す（／は改行をあらわし、推測できる文字は□を入れてカとし、判読できない文字は■で記した。また、蓋があるものは蓋込みの高さを記した）。

（1）木箱

蓋の表面に「丙 寛政八年／越中立山／御嬬尊 御寶前／辰 五月吉日」（寛政8年＝1796年）と墨書された、長さ34.0cm・横25.2cm・高さ8.0cmの木箱（①）である（写真4）。中には、和綴じ本の帳面が3冊（①-1、①-2、①-3）あり。

（2）漆塗黒椀

蓋の表面と側面に「菊二蝶模様／漆塗黒椀十人前／寶泉坊」と墨書された、中に仕切りがある木箱（長さ29.0cm・幅14.8cm・高さ21.0cm）に黒塗りの椀と蓋のセットが7人前と椀のみが1人前入っている。

（3）錦井

直径25.4cm・高さ10.2cmの錦井が、長さ28.1cm・幅28.2cm・高さ16.5cmの木箱に2個。蓋の表面に「錦

デノ井／寶泉坊／泰音代)、裏面に「慶應三卯十一月十五日／撰吉日四十路の賀を祝／其砌求之／芦峯寺寶泉坊／現住／泰音誌」とあり、さらに木箱の側面にも「慶應三卯年十一月十五日求之／芦峯寺／寶泉坊／泰音代」とあることから、慶応3年(1867)11月15日に当時寶泉坊の当主であった泰音が四十路を祝って購入したものとわかる。

(4) 番茶椀

蓋の表面に「蓋付蔦模様／番茶椀拾人前／寶泉坊」と墨書されている木箱(長さ33.2cm・幅27.2cm・高さ13.0cm)に、急須1つ(持ち手の一部は破損)と蓋付の番茶椀が6個入っている。

(5) 茶碗

蓋の裏面に「明治四十五年六月／五良入／茶碗／佐伯義隆」と墨書されている木箱(長さ16.2cm・幅15.9cm・高さ12.5cm)に茶碗が1個入っている。茶碗を包む綿入りの巾着袋と袱紗もあり。茶道具の1つとして、明治45年(1912)6月に佐伯義隆が抹茶茶碗を購入したとみられる。

(6) 御重

木箱の蓋の表面に「定文付／黒塗二重／臺附二重」と墨書されている。中には、蓋付で中央に大きく「丸に違い鷹の羽」の金色の紋がある2段の御重(長さ21.9cm・幅22.7cm・高さ5.3cm、中は朱塗)2セットと、左隅に「丸に違い鷹の羽」の金色の紋がある臺(長さ27.4cm・幅27.4cm・高さ3.2cm)が1つ入っている。

(7) 看板

長さ70.0cm・幅23.5cm・厚さ2.0cmで、上部に掛けるための穴がある。「起死／回生 暴瀉病氣絶霍乱痢疾其他諸症二大効アリ／寶丹／官許本家賣鬻所 東京池之端守田治兵衛」と陰刻されており、暴瀉病(コレラ)と気絶、霍乱(胃腸炎や日射病など夏に起こる病気)、痢疾(下痢を伴う病気)などによく効くという「寶丹」の看板である。

(8) 鉄造地藏菩薩立像

総高16.3cm・台座幅5.5cm・奥行3.4cmの鉄造の仏像である。岩峯寺の雄山神社前立社壇所蔵の鉄造地藏菩薩立像(玉殿の岩屋から出土)と形状が酷似していることから地藏菩薩立像とみられる。台座裏には穴が開いているので、何かに立てて安置していたことも考えられる。

(9) 神棚

高さ20.0cm・幅10.5cm・奥行4.0cmの神棚で、扉右下の金具と祭壇の一部が破損。中に「猿田彦大神／二見輿玉神社／宇迦御魂神」と書かれた御札が入っている。裏に「明治二十八年三月／伊勢ノ五十鈴ノ川上二鎮座／大宮初國々社参ノ節／琴平神社ニテ拜受 佐伯佐内／孫女八重」と墨書があることから、明治28年(1895)に琴平神社へ参拝の際に拝受したものとわかる。

(10) 神棚

高さ19.8cm・幅10.4cm・奥行4.0cmの神棚で、扉の一部が破損。裏に「明治四十三年十月四日出発／全十一月一日着 佐伯永丸六十二才／妻ナタ五十九才」(明治43年=1910年)と墨書がある。

(11) 鏡

直径21.5cmの鏡が木製の台に設置されている(台から外せないため、柄のはまっている部分は確認でき

ない)。総高32.8cm・台座幅19.7cm。

(12) 佐伯有頼像

岩座に立ち、右手の人差し指を前方に突き出し、左手に鷹をのせていたとみられる佐伯有頼像（総高17.8cm・像高15.4cm・岩座幅11.2cm）。鷹は紛失。像は軽く、全体を黒く加工している。

(13) 笏

上部6.8cm・下部4.8cm・長さ34.7cmの笏。

(14) 笏

上部6.5cm・下部4.0cm・長さ39.3cmの笏。

(15) 金剛鈴

高さ17.5cm、直径7.7cmの五鈷鈴。

(16) 写真

紙の台紙（縦27.1cm・横21.1cm）に貼られた、縦15.2cm・横10.9cmの写真。台紙に吉原日進館／備後三原」とマークがあり、裏に「大正十一年四月十二日／於廣嶋県糸崎町／松寿寺戒場撮影／于時齡八十一吉祥山主」と墨書されている。

(17) 漆塗黒椀

蓋の表面と側面に「菊二蝶模様／漆塗黒椀十人前／寶泉坊」と墨書された、中に仕切りがある木箱（長さ28.8cm・幅14.8cm・高さ21.0cm）に黒塗りの椀と蓋のセットが10人前入っている。先に紹介した（2）と同じもの。

(18) 御重

上部に持ち運び取手が付いた、高さ63.4cm・幅25.8cm・奥行24.7cmの黒塗りの木箱に5点の御重が入っている。御重は、蓋ともに内側が朱塗り、外側が黒塗りのものが2点（長さ22.6cm・幅21.2cm・高さ8.5cm）、内側外側ともに黒塗りで蓋が朱塗りのものが1点（長さ22.5cm・幅20.9cm・高さ8.0cm）、内側外側と蓋も黒塗りのものが1点（長さ22.5cm・幅20.9cm・高さ8.0cm）、内側外側は黒塗りで蓋なしのものが1点（長さ22.5cm・幅21.0cm・蓋なし高さ7.2cm）である。箱の一番上には引き出しが付いており、中に朱塗りの蓋（長さ19.7cm・幅17.9cm）が1枚入っている。

(19) 朱塗御膳（節供用）

長さ28.8cm・幅26.5cm・高さ18.8cmの木箱に入っている1人前の御膳で、節供の際に使用された。

(20) 朱塗御膳（節供用）

長さ25.0cm・幅24.4cm・高さ17.8cmの木箱に入っている1人前の御膳で、節供の際に使用された。

(21) 焼物皿

長さ25.4cm・幅25.4cm・高さ28.5cmの木箱に、直径19.2cmの焼物皿が入っている。蓋の表面に「焼物皿／二十人前／寶泉坊」と墨書されているが、19枚しかない。

(22) 朱塗膳

長さ38.5cm・幅38.8cm・高さ21.0cmの木箱に、長さ36.2cm・幅36.2cm・高さ3.5cmの朱塗りの平膳が5人前入っている。蓋の表面には「大正貳年度／朱塗膳五人前」、蓋の裏面には「金沢市殿□(町カ)十四番地／佐伯義隆殿」「乞」「□(珠カ)洲郡飯田町／志鷹邦義」と墨書がある。

(23) 御膳

長さ49.5cm・幅49.5cm・高さ31.0cmの木箱に、飯椀や平椀、汁椀、高坏、湯筒(水差し)、立山権現の紋入りの朱塗りの角瓶子などが入っている。蓋の表面に「舊／豊後杵築城主松平市正／圓照院 源親良卿／奥方 繁子／御膳箱／越中立山アシクラ／佐伯佐内代」、蓋の裏面に「越中國富山梅澤町圓隆寺内／芦倉屋源五郎殿迄／全 佐伯永丸様行／至急 東京駿河町九番地／明治十二年／六月五日 若林久八方三□(棧で隠れている)／佐伯佐内」と見え消しのような状態で「伊勢町／富田屋彦四郎殿預ケ／明治九年十一月九日／石河縣越中第六大區五小□(區カ)／立山芦峯寺村六拾六番地／主 佐伯佐内」とある。また、木箱の内側の底に「東京向鳶須崎村取次 林俊久／初瀬屋／松平市正様ヨリ／親良公奥 繁姫様御膳／佐伯佐内代／明治十二年八月」と墨書がある。これらの墨書から、豊後国杵築城主の松平市正源親良卿の奥方である繁子の方(圓照院)から贈られたものとの説明書きもある。

(24) 御膳

長さ45.8cm・幅46.0cm・高さ25.0cmの木箱(蓋なし)に脚付きの御膳が1客入っている。朱塗りに金縁で、脚部分は黒塗りである。

(25) 御膳

長さ37.2cm・幅37.3cm・高さ106.8cmの木箱に脚付きの御膳(黒塗り)が3客入っている。
※(26)と同じもの。

(26) 御膳

長さ37.0cm・幅37.5cm・高さ107.0cmの木箱に脚付きの御膳(黒塗り)が3客入っている。
※(25)と同じもの。

(27) 御膳

長さ38.3cm・幅35.6cm・高さ94.6cmの木箱(破損)に脚付きの御膳(黒塗り)が5客入っている。膳の裏面中央に朱で「正」とあり。

(28) 扁額

「寶泉坊」と刻まれた、縦34.0cm・横95.9cm・奥行2.3cmのもの。裏面に「■住／泰音」と墨書がある。

(29) 欄間飾り

真ん中に立山権現の紋が刻まれたもの。欄間の飾り部分と考えられる。

(30) 書額

「忒省」と書かれた、縦39.0・横64.3cm・奥行1.9cmの額。部屋に掛けていたようで、上部裏に釘あり。裏面に「立山芦峯寺／安政六未三月 寶泉教坊／泰音(花押)／奉頂戴之／松平和泉守源乘全公御書」と墨書されている。また、額縁が破損のため外れるが、上部の内側に「安政六年未年六月出来 松平和

泉守源乘全公御書 立山芦峯寺宝泉坊六十二世」、右の内側に「泰音 御目見御直奉頂戴之」と墨書がある。これらの墨書から、安政6年（1859）6月に完成した書額で、「立山曼荼羅」宝泉坊本も描いた三河国西尾藩の第4第藩主・松平乗全が書いたものを宝泉坊当主の泰音が直接戴いたとみられる。

（31）書額

縦46.0cm・横158.1cm・奥行1.7cmの額。文字と絵の部分に大きく破れなどあり。部屋に掛けていたようで、上部裏に紐などが付いている。山岡鉄舟筆。

これら31点の資料群は芦峯寺宝泉坊旧蔵の資料として当館へ寄贈される予定で、今後展示などでも活用していくつもりである。

そして、（1）の木箱に和綴じ本の帳面が3冊入っており、そのうちの1冊が後述する芦峯寺一相坊の『印鑑帳』（①-1）である。ちなみに、2冊目は表紙に「越中／立山 常燈明□（請カ）取」、裏表紙に「講中」と記された『越中立山常燈明請取帳』（①-2、写真5・6）⁽⁵⁾であり、3冊目は表紙などなく、1丁めの右上に『鏡奉加帳』と記されている奉加帳（①-3、写真7）⁽⁶⁾である。

2. 芦峯寺一相坊の『印鑑帳』

それでは次に、縦27.4cm・横19.5cm・厚さ1.8cmの『印鑑帳』について紹介したいと思う。

『印鑑帳』とは印章の所有者と押印された印影を照合するために印章を登録した帳面で、表紙の「江州高島郡村々／印鑑帳」と裏表紙の「宿院／一相坊」から、芦峯寺一相坊が所有した、江州高島郡（現：滋賀県高島市）の村々の庄屋などの印章が登録されたものとわかる。

全137丁のうち、33.5丁は墨ありで、残りの103.5丁は墨なしである。そして、33.5丁の5丁に「覚」が記されているので以下に記す（一二点については、原資料には漢数字で記されているものの、本稿では横書きで見にくいため、アラビア数字にして記した。また、虫損で不明な文字は□で記した。句読点は筆者加筆。写真8～14）。

夫越中之國立山之藍觴与申者
人皇三十九代
天智天皇之御宇江州志賀郡志賀京
四條□郡主佐伯有若左衛門尉越中守二
被_レ叙_レ嫡男同苗有頼君大寶元年依_二
宿植徳本_一躋_二攀_レ立岳_一不思議之蒙_二佛勅_一
□□□薩埵之、仍_二化度_一剃髮染衣而
号_二慈興_一。則一千餘ケ日之間於_二玉殿窟_一
鍊磨修行無_二懈倦_一累功充滿而峯なる
九品浄土之妙躰を始め、谷之一百三十六
地獄湧出之為_レ躰、其分水鳥樹林に
国迄演_二法音_一有_レ姿全く十界真相之
無_レ陽事親りに得_レ視、是一切衆生
勸善懲惡之最第一なりと觀し踏開
給_レ御山なり。亦麓に立給_レ御媪尊方
奉_レ□ハ去地開關之時左右之御手ニ五穀と

麻之種子^{たね}を執持し、此土に降臨し給ふ
 天尊也。是一切衆生に始て衣食ニ与へ給ふ。
 是□（取カ）物能生之為母ゆへに号^{うぼと}嫗^と。仍而此地に
 受^う生もの衣食之備ハるも是皆御嫗尊之
 恵給ふ所なり云々。中畧。然處慶雲之
 初年慈興上人参内而立山開峯之始末
 并御嫗尊之奇瑞奏聞有りしに
 和も四十二代
 文武天皇御叡感不^{がらん}淺而七堂伽藍を
 建立し七千防（坊）四十九院悉く依^て
 御勅願^に、御草創有^レ之。干^レ時日本國中五穀
 宝□（熟カ）之御祈之。
 御綸印被^レ為^レ下置^一而已来朝暮祈念、干今
 無^二怠事^一、況此山之靈瑞奇特ハ四方に
 鳴渡りて諸国より有信之単、年々参詣
 夥敷、其中ニハ放逸無^レ懺之族有^レ之。蒙^二り
 頓罰^一怪妖之事多く欺^ケ敷次第罵、達^レし
 上聞に^一、国々郡邑之宿坊を定め参詣之砌者
 寺院に為^レ宿妄犯造悪を懺悔為^レ、絞
 清浄別火乃熟飯を進め御峯聴^二
 禪定^一之後、更に障導有^レ之事なし。
 然間、戦國之乱に候ハ者、七千坊も残少に
 滅却し歔歔悲泣無限次第、漸々治国而
 けり。依^二て
 加賀大守御願に^一、諸堂伽藍御再建有^レ之、
 祈念供養全く相續候。爰に有^二り一字^一
 號^二一相坊^一と。江州高島郡之宿坊なり。
 往昔より法續連綿たり。近頃無^レ據仍^二て
 頽患^一に、他出之違無^レ之、不^レ測配札之場所も
 及^二中施^一に、多罪之廻り深く海涵之御慈恵
 奉^レ仰^レ如^二先規^一、高島郡村々宿坊之義
 今般再興之御取究奉^二頼候^一。然ハ於^二て
 御宝前に^一、郡村及ひ御銘々家内安全子孫
 長久之祈念奉^二り修行^一度、其内触^レ縁^一にて
 立山御参詣之砌ハ御舍宿と被^レ定、万端
 御案内も仕度、左候ハ入^レ我家人之因縁を
 結^レひ互相に安堵之思ひに住し永世
 繁昌之基を引起^ス無事を希而已。

嘉永七甲寅三月 越中立山
 一相坊（朱印）
 現住龍旭

江州高島郡之内

村々

御銘々中

末尾に「嘉永七甲寅三月 越中立山／一相坊（朱印）／現住龍旭」とあるので、この『印鑑帳』は嘉永7年（1854）3月に一相坊の当主である龍旭によって記されたものとわかる。

最初に、天智天皇の時、江州志賀郡志賀京四條の郡主であった佐伯有若左衛門尉を越中守に任命し、大宝元年（701）嫡男・有頼は立山へ躋攀したことによって仏より勅命を与えられ、剃髪して「慈興」と称したことが記されている。しかし、通常、縁起内で語られるはずの、「有頼が熊と鷹に導かれ玉殿窟まで行き、そこで熊が阿弥陀如来の化身で鷹が不動明王の化身であったことを知り、胸に矢が刺さって血が流した阿弥陀如来が立山を開くよう命じられ、「慈興」と名乗って立山を開いた」という話ではない。

例えば、文化14年（1817）に寺社奉行所へあげた控えである『立山縁起』（権教坊本、芦峯寺一山会蔵、富山県指定文化財）の「立峯宮和光大権現縁起」⁽⁷⁾には、

抑、大宝元年辛丑二月十六日、志賀京四條郡主。越中守佐伯有若之朝臣、始序符、同二年九月十三日、嫡男有頼、新川郡入布西之院、檢田之時、父之鷹申請、数日檢田之間、彼鷹俄指南遙山翫、初舞麓掩翹、後遊峯通声、鷹峯是也。然間、聞鈴呼呼彼、餌置待鷹、鷹待峯是也。弥翔峯、飛谷、更不還來時、事之由令達申之時、父勘気云云。我鷹不持來者、全不可向顔云云。而有頼大驚、尚入深山、朝志鷹、払霧、夕敷衣、卧雪、志鷹峯是也。

爰値熊而放矢了。件熊乍矢立登高山、熊雄嶽是也。則追鷹影、并趨熊跡而、尚到高山、小山嶽是也。遙向岩窟四十九之巖在之、或分仙銅之霞求之、仙人窟是也。石塔在凌龍山雲尋之、龍王嶽是也。龍神多之而、鷹滄天垂翹、納五鈿劔嶽、劔御山是也。熊青岩流血、入万仞之宝窟、玉殿窟是也。

見此窟、我射所之矢、金色之弥陀如来御胸誤。于時、抛弓矢、合掌、切鬢髮捨、傾頭、紅淚良久。金容早生身阿弥陀如来、親奉拜、則蒙冥加之教勅。仍之、宿善内薰、新願発外。蓋淨戒持木刃、亦生仏行欲全躰。

麓一之有聖跡、号五智寺。菓勢上人建立之地也。但、雖聞件名、未知彼所。遙尋煙之上、則詣伽門。有上人、号菓勢、清涼山文殊後身之。弟子名慈朝。爰、受戒、法称慈興。是弥陀再誕也。

と記されている。このことから、立山開山縁起では開山者・佐伯有頼が熊と鷹に導かれるという話は欠かせないものであったにもかかわらずである。

そして、『印鑑帳』にはその後、芦峯寺の嬭堂で祀られる嬭尊の縁起が続く。（1）「麓に立ち給う御嬭尊が開闢の時に左右の御手に五穀と麻之種子を執持して降臨したこと」、（2）「一切衆生に衣食を与えた、母ゆえに嬭と称したこと」、（3）「生を受けるものが衣食を備えているのも皆、御嬭尊が恵んでくれたから」とあり、これらは芦峯寺で語られる嬭尊の縁起にも同様のことが記されている⁽⁸⁾。

一相坊については「江州高島郡の宿坊である」といい、この関係は往昔から続いてきたとする。しかし、近頃は配札が滞っていたようで、高島郡の村々との関係を再興しようとしていた様子が窺える。高島郡の村々の立山への参詣においても、一相坊を宿とし、立山への案内もしたいと記しているのである。さらに、「覚」の後には28.5丁にわたって以下のように高島郡の村々と庄屋の名前が記され、印が押されている。

- 一 平ヶ寄村
庄屋彦兵衛（黒印）
- 一 構村
庄屋彦右衛門（黒印）
- 一 井ノ口村

- 一 庄屋源左衛門（黒印）
北仰村
- 一 庄屋伊右衛門（黒印）
中ノ町村
- 一 庄屋傳左衛門（黒印）
同郡辻村
- 一 庄屋庄治衛門（黒印）
石田村
- 一 庄屋兵左衛門（黒印）
領家村
- 一 庄屋太郎左衛門（黒印）
同村
- 一 庄屋庄右衛門（黒印）
新保村
- 一 庄屋治郎兵衛（黒印）
弘川村
- 一 庄屋七郎左衛門（黒印）
三谷村
- 一 庄屋藤右衛門（黒印）
伊井村
- 一 庄屋重次郎（黒印）
酒波村
- 一 庄屋五兵衛（黒印）
岸脇村
- 一 庄屋長左衛門（黒印）
下弘部村
- 一 庄屋重助（黒印）
上弘部村
- 一 庄屋清左衛門（黒印）
梅ヶ原村
- 一 庄屋清三郎（黒印）
大床村
- 一 庄屋久七（黒印）
藺生村
- 一 庄屋長左衛門（黒印）
南生見村
- 一 庄屋次郎左衛門（黒印）
代印与兵衛
- 一 北生見村
庄屋
藤兵衛（黒印）
- 一 追分村

- 庄屋
治兵衛（黒印）
- 一 角川村
庄屋孫右衛門（黒印）
- 一 保坂村
庄屋徳左衛門（黒印）
- 一 途中谷村
庄屋安右衛門（黒印）
- 一 椋川村
庄屋四郎左衛門（黒印）
- 一 下古賀村
庄屋利右工門（黒印）
- 一 井ノ口村
庄屋仁兵衛（黒印）
- 一 平井村
庄屋五郎右衛門（黒印）
- 一 今市村
庄屋八左衛門（黒印）
- 一 米井村
庄屋才兵衛（黒印）
- 一 針江邑
庄屋忠右衛門（黒印）
- 一 霜降村
庄屋彦兵衛（黒印）
- 一 五十川村
庄屋藤平（黒印）
- 一 岡村
庄屋利兵衛（黒印）
- 一 日爪村
庄や弥惣兵衛（黒印）
- 一 木津村
庄屋九郎右衛門（黒印）
- 一 大供村
庄屋仙之丈（黒印）
- 一 植村
庄屋孫左衛門（黒印）
- 一 深清水村
庄屋佐兵衛（黒印）
- 一 深清水村
庄屋政右衛門（黒印）
- 一 大沼村
庄屋源右衛工門（黒印）

- 一 中ノ庄村
庄屋武左衛門（黒印）
- 一 新保村
庄屋甚左衛門（黒印）
- 一 沢村
庄屋伊兵衛（黒印）
- 一 知内村
庄屋権兵衛（黒印）
- 一 森村
庄屋弥三兵衛（黒印）
- 一 辻村
庄屋与左衛門（黒印）
- 一 石庭邑
庄屋三郎平（黒印）
- 一 蛭口村
庄屋
庄右衛門（黒印）
- 一 寺久村
庄屋五右衛門（黒印）
- 一 上開田村
庄屋
与吉（黒印）
- 一 下開田村
庄屋
長左衛門（黒印）
- 一 牧野村
庄屋
重右衛門（黒印）
- 一 白谷村
庄屋仁右衛門（黒印）
- 一 下村
庄屋
孫太郎□（黒印）
- 一 山中村
庄屋粟津新蔵（黒印）
- 一 浦村
庄屋
藤兵衛（黒印）
- 一 西濱村
庄屋吉右衛門（黒印）
- 一 辻沢村
庄屋半兵衛（黒印）

- 一 田井村庄屋
 作治郎（黒印）
- 一 森村
 庄屋利右衛門（黒印）
- 一 深溝邑
 庄屋太郎兵衛（黒印）
- 一 ワラその村
 庄屋平九郎（黒印）
- 一 太田村
 庄屋六太夫（黒印）
- 一 北舟木村
 庄屋弥太夫（黒印）
- 一 舟木村
 庄屋作太夫（黒印）
- 一 今在家村
 庄屋半七（黒印）
- 一 横江濱村
 役人甚四郎（黒印）
- 一 藤江村
 庄屋仁左衛門（黒印）
- 一 横江村
 庄屋孫右衛門（黒印）
- 一 川島村
 庄屋弥三郎（黒印）
- 一 島村
 庄屋武兵衛（黒印）
- 一 東万木村
 庄屋藤次郎（黒印）
- 一 西万木村
 庄屋増右衛門（黒印）
- 一 上小川村
 庄屋清治（黒印）
- 一 下小川村
- 一 鴨村
 庄屋孫右衛門（黒印）
- 一 永田村
 青冷寺 庄屋五右衛門（黒印）
- 一 なます川
- 一 打下風村
 庄屋与左衛門（黒印）
- 一 音羽村

- 一 庄屋九右衛門（黒印）
下拝戸村
- 一 庄屋九右衛門（黒印）
上拝戸村
- 一 庄屋九兵衛（黒印）
伊黒村
- 一 庄や彦七（黒印）
鹿ヶ瀬村
- 一 庄屋五兵衛（黒印）
黒谷村
- 一 庄屋文右衛門（黒印）
畑田村
- 一 庄屋文三郎（黒印）
武曾村
- 一 庄屋文三郎（黒印）
野田村
- 一 庄屋利右衛門（黒印）
宮野村
- 一 庄屋惣左衛門（黒印）
横山村
- 一 庄屋
万辻三吾郎（黒印）
上寺村
- 一 庄屋与八（黒印）
佐賀村
- 一 庄屋六右衛門（黒印）
三田村
- 一 庄屋
伊兵衛（黒印）
馬場村
- 一 庄屋清兵衛（黒印）
仁和寺村
- 一 庄屋平兵衛（黒印）
三尾里村
- 一 庄屋甚兵衛（黒印）
沖田村
- 一 庄屋繁次郎（黒印）
南市村
- 一 庄屋長右衛門（黒印）
鍛冶屋村
- 一 庄屋長右衛門（黒印）
下城村

- 一 庄屋助右衛門（黒印）
産所村
- 一 庄屋助治郎（黒印）
庄境村
- 一 庄屋茂右衛門（黒印）
南古賀村
- 一 庄屋平兵衛（黒印）
中野村
- 一 庄屋常八（黒印）
長尾村
- 一 庄屋嘉右衛門（黒印）
三重生村
- 一 庄屋文治郎（黒印）
五番領村
- 一 庄屋新右衛門（黒印）
十八川村
- 一 庄屋伊右衛門（黒印）
安養寺村
新町村
川原市村
- 一 庄屋又左衛門（黒印）
新庄村
- 一 庄屋兵五郎（黒印）
北畑村
- 一 庄屋儀右衛門（黒印）
堀川村
- 一 庄屋久右衛門（黒印）
山形村
- 一 庄屋重兵衛（黒印）
上ノ山多畑村三ヶ村
小荒路村
- 一 庄屋五郎左衛門（黒印）
知原村
國境村
野口村
庄屋儀助（黒印）

高島郡の位置について、『高島郡誌』⁽⁹⁾には「高島郡は滋賀縣に属し、近江國の西北部を占め、地形三角形をなす。其西北邊は福井縣敦賀郡三方郡遠敷郡に接し、西角は京都府丹波國北桑田郡に接し、南邊は京都府愛宕郡及び本縣滋賀郡に接し、東邊は北の一部は本縣伊香郡に接し、其他は琵琶湖に面す」とあり、日本歴史地名大系25『滋賀県の地名』⁽¹⁰⁾で村名を確認すると高島郡のほとんどが一相坊の檀那場であったと考えられる。

3. 芦峯寺一相坊とは

今回の整理で宝泉坊旧蔵の資料群から発見された一相坊の『印鑑帳』ではあるが、なぜ宝泉坊にあったのかはわからず、一相坊についても坊の他史料が残っていないため詳細は未詳である。

そこで、江戸時代に芦峯寺集落では衆徒・社人で一山（いっさん）という組織を構成し、中宮寺の祭事・法儀や管理運営などを執り行っていたことから、芦峯寺一山に残る史料をもとに一相坊について探っていきたいと思う。

まず、年号は記されていないが、芦峯寺伝来の延宝までの古い文書記録を集めた『旧記』⁽¹¹⁾の巻頭には、

先年有来ル坊者

○今(賢)賢坊 ○(賢)賢信坊 ○妙法房 ○安法坊

道實坊 ○満泉坊 ○藏泉坊 ○(マ)枯藏坊
今ハ玉仙

○立藏坊 物藏坊 ○宝藏坊 寶泉坊同名
今ハ一相坊 今ハ教算

永藏坊 宮藏坊 福泉坊同名 寶覚坊
今ハ大仙坊 今ハ宮之坊 今ハ宝傳

密藏坊 長見坊 善道坊同名 浄京房今ハ
今ハ金泉坊 今ハ吉祥 浄(言表カ)□□

慶藏坊 正藏坊 大同房真長 日鏡房(賢カ)□
今ハ教藏 今ハ正栄

大行房 多心房 ○座生坊 月光房同名
今ハ相善 今ハ泉光

三藏房 泉藏坊 大(案)學坊 池之房
今ハ三学 今ハ實相 今ハ権右衛門

と記されているので、一相坊と名乗る以前は「立藏坊」であったことが窺えるものの、その坊名を他の資料で見つけることが出来ないため詳細がわからない。

延宝8年（1680）に立山芦峯の社領帳として寺社奉行へ提出した記録『越中立山中宮寺芦峯御社領付之帳』⁽¹²⁾には7坊（実相坊、泉藏坊、大仙坊、新泉坊、玉泉坊、日光坊、金泉坊）と13社人が記されているが、「立藏坊」も「一相坊」も記されておらず、さらに宝暦5年（1755）の『宗門御改帳』⁽¹³⁾にもどちらも記されていない。

なお、芦峯寺一山の構成が33坊と5社人に固定されたのは、寛政から享和にかけて起こった『日光坊騒動』からであるといわれている⁽¹⁴⁾。これに関連して、享和元年（1801）当時の芦峯寺衆徒と社人らが連署し、「一山の役職は本坊・末坊、本家・末家の差別ない」ことなどを確認し、衆徒を33坊、社人を5人とする旨を記して寺社奉行所に提出した「芦峯寺衆徒社人連印願書」⁽¹⁵⁾には以下のようにある（下線は加筆）。

乍恐書付を以奉申上候

一芦嶽寺衆徒・社人之儀者、開山慈興上人立山開闢之砌^カ、連綿与相統仕、右上人被相定置候山格式を以、毎月朔望廿八日於大宮講堂、御武運長久等之御祈禱相勤申候。右法勤座列之儀者、長官・座主・院主等集り前官次第列居仕候。且又正五九月ハ朔日^カ一七之間、右長官等参籠仕り、其上每歳四月八日^カ七月十六日迄百日之間、高堂山・金峯山之行法佐伯宮ニ而、衆徒・社人耆人充相勤申候。媪堂ニおゐて執行之儀者、毎朝寅之一天ニ御供奉備、四拾八燈明ヲ照し、年々順番ヲ以修法仕候。右長官・座主・院主与申候ハ、其坊々ニ傳^(差)り申候役所ニ而者無御座、欠人御座候節者、前官次第段々進之申儀ニ而、役坊或ハ本坊・末坊之指別無御座、何も同様之儀ニ候。尤社人之儀茂、本家・末家之指別無御座候。然所折々者、本末等之指別有之候段申出候族も御座候て、彼是懸合仕候儀も御座候ニ付、今般一山之者共示談之上、向後本末之指別等申出間敷時之列ニ随^(例カ)ヒ可申旨一統納得仕候。猶又是迄衆徒之内^カ社人ニ相成、社人^カ衆徒ニ罷成候者茂御座候而、其節ニ一山混雜仕候義も御座候ニ付、是又今般相しらへ、當時罷在衆徒高之通以來三拾三坊与相定、社人も當時在高之通り五人与相改、都合三拾八人ニ相究、向後双方共ニ増減不仕様、相心得可申旨一統納得仕候。仍之一山連名を以奉申上候間、夫々御聞届ニ被成下、以來一山之為縮方、何卒右之趣、押御紙面御渡被爲下候様仕度奉存候。此段幾重ニ茂奉願上候。以上。

立山芦嶽寺衆徒

享和元年辛酉十月

宝傳坊（黒印）
福泉坊（黒印）
正怡坊（黒印）
吉祥坊（黒印）
教蔵坊（黒印）
大仙坊（黒印）
善照坊（黒印）
宝泉坊（黒印）
玉仙坊（黒印）
相榮坊（黒印）
相善坊（黒印）
長覚坊（黒印）
浄光坊（黒印）
一相坊（黒印）
大乘坊（黒印）
教覚坊（黒印）
龍泉坊（黒印）
等覚坊（黒印）
三学坊（黒印）
宝珠坊（黒印）
相眞坊（黒印）
金泉坊（黒印）
教算坊（黒印）
宝龍坊（黒印）
泉光坊（黒印）
宮之坊（黒印）

- 實相坊 (黒印)
- 泉蔵坊 (黒印)
- 善道坊 (黒印)
- 日光坊 (黒印)
- 教順坊 (黒印)
- 眞長坊 (黒印)
- 權教坊 (黒印)

同社人

- 佐伯四郎兵衛 (黒印)
- 同 權右衛門 (黒印)
- 同 平四郎 (黒印)
- 同 武兵衛 (黒印)
- 同 惣吉 (黒印)

寺社

御奉行所

これを見ると、享和元年（1801）以降、「一相坊」が33坊の1軒として記されているのがわかる。そして、これ以降の一山の署名や捺印が必要なものには「一相坊」の名前が見え⁽¹⁶⁾、また享和元年（1801）以降に作られたとみられる「芦峯寺高割山草高并御寄進高絵図」（個人蔵）にも一相坊が記されており、どこに位置していたかは窺える（図1）。

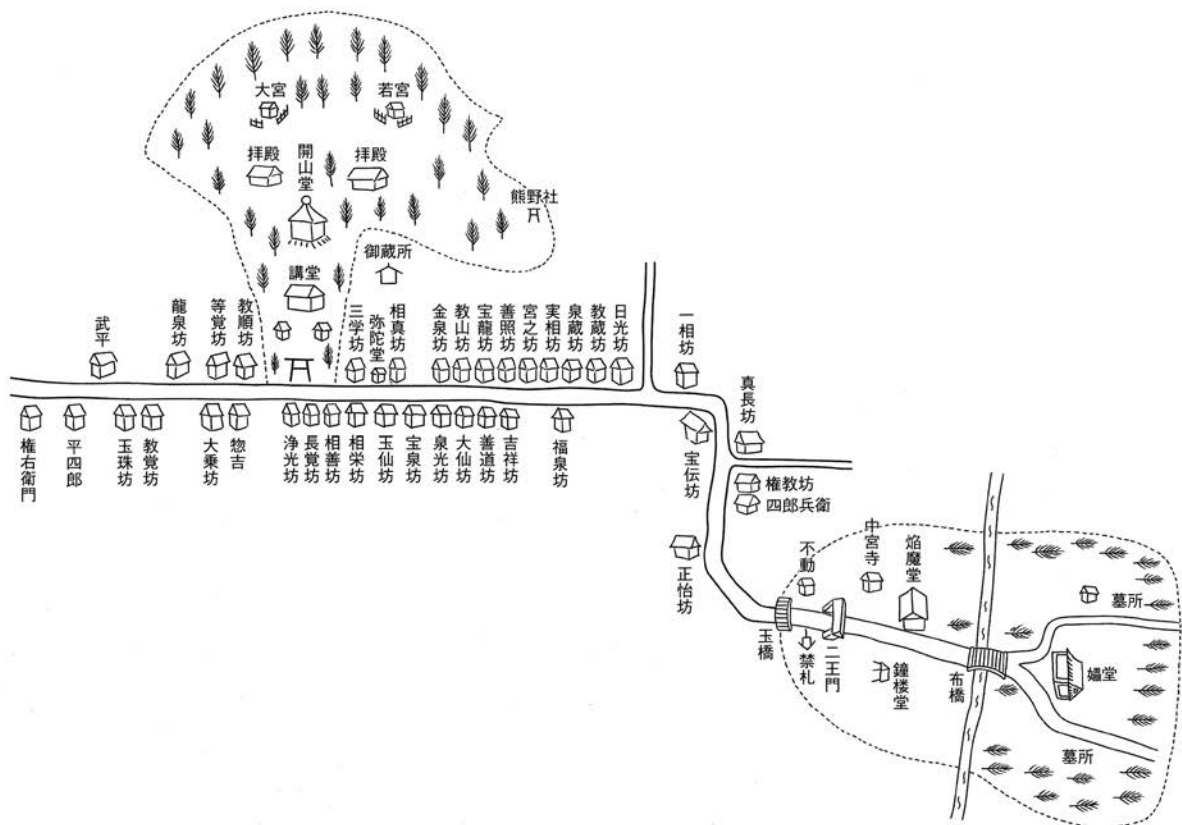


図1 芦峯寺の宿坊（「芦峯寺高割山草高并御寄進高絵図」より作成）

二付改名帳』⁽²²⁾には、

覚

一正（栄）坊事	佐伯要人
一宝伝坊事	佐伯帯刀
一福泉坊事	佐伯右膳
一吉祥坊事	佐伯主殿
一善道坊事	佐伯兵部
一大仙坊事	佐伯大膳
一泉光坊事	佐伯司馬
	司宮次改
一宝泉坊事	佐伯大弐
	左門改
一玉仙坊事	佐伯多仲
一相栄坊事	佐伯司書
一相善坊事	佐伯金吾
一長覚坊事	佐伯求馬
一浄光坊事	佐伯右門
一大乗坊事	佐伯主税
一教覚坊事	佐伯権太夫
一宝珠坊事	佐伯嘉太夫
一竜泉坊事	佐伯求官
一等覚坊事	佐伯主膳
一教順坊事	佐伯清記
一三学坊事	佐伯兵庫
一相国坊事	佐伯鞆負
一金泉坊事	佐伯右近
一教算坊事	佐伯右内
一宝竜坊事	佐伯大藏
一善照坊事	佐伯左近
一宮之坊事	佐伯主尾
一実相坊事	佐伯大学
一泉藏坊事	佐伯左門
一教藏坊事	佐伯中務
一日光坊事	佐伯首令
<u>一一相坊事</u>	<u>佐伯織部</u>
一真長坊事	佐伯内記
	宮門
一権教坊事	佐伯左膳

一右ハ今般

王政御一新御復古之御趣意二付、復飾神勤被仰渡之旨奉畏リ、依而改名申上候。以上。

明治二年己三月

立山芦峯
社人

とあり、『印鑑帳』より15年後の史料であるため龍旭と同一人物であるかは不明だが、明治2年（1869）の一相坊当主が「佐伯織部」と改名したことは窺える。

おわりに

本稿では、令和6年（2024）7月に受け取ってきた芦峯寺宝泉坊旧蔵の資料31点を紹介した。そして、特に和綴じ本3冊のうちの『印鑑帳』の翻刻と、これを所持していたとみられる芦峯寺一相坊について取り上げた。

『印鑑帳』を所有していた宝泉坊と一相坊の関わりはわからないものの、「丙 寛政八年／越中立山／御嬭尊 御寶前／辰 五月吉日」と墨書された木箱におさめられていたことを考えると、一相坊の当主である龍旭は嬭尊奉祀のための資金稼ぎとして、嘉永7年（1854）に高島郡の村々への配札を再興したとも推測できる。

今後は、今回紹介できなかったが同じ木箱におさめられていた『越中立山常燈明請取帳』と『鏡奉加帳』ともに、宝泉坊文書やその他の坊の文書なども併せて考えていきたいと思う。

[謝辞]

資料提供については、佐伯健一氏に大変お世話になりました。ここに記して感謝申し上げます。

[註]

- (1) 資料のクリーニングは、令和6年度と令和7年度に実施した博物館実習の1コマとして行った。
- (2) 宝泉坊資料については、福江充『近世立山信仰の展開—加賀藩芦峯寺衆徒の檀那場形成と配札—』（近世史研究叢書7、岩田書院、2002年）及び福江充『立山信仰と布橋大灌頂法会—加賀藩芦峯寺衆徒の宗教儀礼と立山曼荼羅』（桂書房、2006年）などを参照のこと。
- (3) 国指定重要有形民俗文化財「立山信仰用具」や追加指定については、富山県〔立山博物館〕開館30周年記念・前期特別企画展『立山信仰と山麓のくらし—国指定重要有形民俗文化財「立山信仰用具」の世界—』展示解説書（富山県〔立山博物館〕、令和3年7月17日刊）を参照のこと。
- (4) その他に細かなものもあったが、何かの一部であったり、用途がわからなかったりするものなどは含めていない。
- (5) 『越中立山常燈明請取帳』は、縦32.0cm、幅23.5cm、厚さ0.6cmの和綴じ本で、表紙の文字はほとんどかすれて消えてしまっている。全体に虫損がみられるものの、墨付きは6丁あり、13丁は白紙である。最初のページには「覚」として、嬭尊について「常燈明料壹ヶ年分／□百銅百文宛／寛保三年癸亥正月吉日 越中立山宝泉坊」と見える。つまり、この請取帳は、宝泉坊が寛保3年（1743）に嬭尊の1年分の燈明料として受け取ったものとわかる。6丁のうち、残りの5丁には寄付者の名前が記されている。
- (6) 『鏡奉加帳』は、縦31.0cm、幅22.5cm、厚さ2.8cmの和綴じ本で、表紙や裏表紙はない。先祖供養の奉加帳である。
- (7) 芦峯寺一山会文書、富山県指定文化財。『越中立山古記録』第三卷所収（廣瀬誠編、立山開発鉄道株式会社、平成3年10月28日刊）、2～3頁。
- (8) 芦峯寺日光坊に伝わる、安永8年（1779）の「芦峯嬭堂大縁起」（個人蔵、『立山大縁起』三巻のうち）の冒頭に、

□（葦）嬭嬭堂大縁起
夫嬭者、天地未開先空々寂々
佛祖神明無名衆生未露無名
[]、以爰過去久遠昔、然燈
毘婆尸佛奉申已到好成國対

転輪聖王地水火風四縁合成立
 [] 方天地日月星
 □三光天神七代始号國常立
 命是一切諸佛衆生之母為万法
 [] 大天王示現三皇
 □帝始伊弉諾・伊弉冉命須弥
 成二柱現國土化生万物三界遊
 [] 我朝飛来、豊芦
 原邊現媼之形左御手納五穀、右
 御手執持麻種子刀利雲分来、八
 識鏡面照光法界、現大圓鏡智果
 □田地植五穀麻弘法界一切衆生
 人民躰裏、以大悲神力為天降彼
 土給也

とあり、欠損部分も多いが、媼尊を「一切諸仏衆生の母」とし、豊芦原辺りに左の手には五穀を納め、右の手には麻の種を執持し、媼の形で現れたとする。その他、文化14年（1817）の『立山縁起』（権教坊本、芦峯寺一山会蔵、富山県指定文化財）や、成立年代はわからないものの、芦峯寺善道坊に伝わった「葦嶺中宮寺媼堂大縁起」（富山県[立山博物館]蔵、『立山大縁起』三巻のうち、国指定重要有形民俗文化財）などの内容もほぼ同様である。平成29年前期特別企画展『うば尊を祀る』展示解説書（富山県[立山博物館]、平成29年7月15日刊）など参照。

- (9) 『高島郡誌』（滋賀県高島郡教育会、昭和2年7月5日刊）、1頁。
- (10) 日本歴史地名大系25『滋賀県の地名』（平凡社、2001年7月1日刊）、1054～1126頁。
- (11) 註（7）に同じ、28頁。
- (12) 註（7）に同じ、50～51頁。
- (13) 註（7）に同じ、52～59頁。坊は、宝仙坊、吉祥坊、教蔵坊、大仙坊、善照坊、玉仙坊、利照坊、三学坊、新泉坊、相真坊、金泉坊、教算坊、千光坊、宮之坊、実相坊、教順坊、千蔵坊、善道坊、日光坊、真長坊、権教坊の21坊が記されている。
- (14) 佐伯幸長『立山信仰の源流と変遷』（立山神道本院、昭和48年9月15日刊、172～173頁）には、「芦峯寺一山家は有頼公の血脈を伝えるものであるから男系の男子で相続され、万一、男の子がいないと養子は許されず、門前家に降る。その代り男の子であれば、一定の修業と一定の家屋敷資財を用意すれば一家創立が許されて一山となることができるというのが、往古以来の制であったといわれる。ところが寛政年間に日光坊が女の子ばかりで断絶せねばならなくなったので、当時、「六坊」と称した泉蔵坊、大仙坊、日光坊、実相坊、金泉坊、竜仙坊の六名が連署して『日光坊は特別由緒の家柄であるから、格別に養子相続を許されたい』と寺社奉行ならびに一山一統へ申し出たのである。ところが他の衆徒社人は『古来の厳制を破る』といって反対し、村内が騒然となった。これを芦峯の言葉で日光坊騒動というのである。（中略）結局、寺社奉行の仲裁により『日光坊の養子相続を許す。その代り何れの家も養子が許される。従って衆徒社人の数を一定し増減しないことに定める。一山家は一切平同権とする』と合意したと記されている。これにより、享和元年（1801）以降、33坊5社人となっている。
- (15) 芦峯寺一山会文書、富山県指定文化財。『越中立山古文書』（木倉豊信編、立山開発鉄道株式会社、昭和37年12月30日刊）、55～57頁。
- (16) 例えば、文化3年（1806）に寺社奉行へ提出した『立山芦峯寺由来帳』（廣瀬誠編『越中立山古記録』第三卷所収、立山開発鉄道株式会社、平成3年10月28日刊、65～69頁）や文政元年（1818）の『納経一卷等記録』（廣瀬誠編『越中立山古記録』第一卷、立山開発鉄道株式会社、平成元年9月20日刊、101～103頁）、文政12年（1829）に寺号寺領御改めにつき寺社奉行所へ提出した文書の控えである『寺号寺領御改二付上之扣』（廣瀬誠編『越中立山古記録』第三卷所収、立山開発鉄道株式会社、平成3年10月28日刊、75～76頁）などである。
- (17) 『立山曼荼羅の里 史跡を訪ねる』（佐伯喜代男編集・福江充監修、立山風土記の丘[立山町教育委員会]・立山曼荼羅を偲ぶ集い、2001年7月刊、非売品）。
- (18) 芦峯寺一山会文書、富山県指定文化財。廣瀬誠編『越中立山古記録』第一卷所収（立山開発鉄道株式会社、平成元年9月20日刊）、123～124頁。
- (19) 記されていない宿坊は、一相坊の他に正怡坊・浄光坊・大乘坊・龍泉坊・宝珠坊・教順坊の6坊である。

- (20) 註(18)に同じ、202～212頁。
- (21) 高瀬保編『越中立山古記録』第二卷所収(立山開発鉄道株式会社、平成2年4月26日刊)、63～81頁。同史料には、天保12年(1841)11月15日に「一相坊孫 龍旭子 将之助」、天保15年(1844)11月15日に「一相坊孫 龍旭子 栄吉」、嘉永4年(1851)11月15日に「一相坊孫 龍旭子 安治郎」、安政4年(1857)12月13日入帳として「一相坊孫 龍旭子 数馬」、元治元年(1864)11月15日に「一相坊孫 龍旭子 お沢」、慶応元年(1865)11月15日に「一相坊孫 龍旭子 於久」とある。佐伯幸長氏の『立山信仰の源流と変遷』(立山神道本院、昭和48年9月15日刊、270～273頁)によると、一山組織の格式について記した『当山古格官位昇進之事』から、
- 一、霜月十五日は諸官の定日にて旧例に依り衆徒社人、一老の坊舎に集会致し、其日の古実は目代指選致し、先づ初めて入官の児は早朝神酒錫に昆布等差添え、座階入帳を相願う。尤も願主の多少は示談仕り膳部等を相調い申すべし。巳の刻に相成候て一老正面に着座、侍者聴許、其の外高官の衆僧左右に列座し諸僧懇懃の礼謝の上、姓氏神を勧請致し神酒を献じ夫々種々祝の式等の事。
- 終って席を相改め、開山伝来の座階帳に其の年入官の児の名相記し、右当日座階帳の順々を以って、児の登官等を始め、講堂の別当ども、官に准じ、中老役より諸堂定日の御祈禱、火の番掃除番に至るまで油断これ無き様、嚴重に申し渡し候。
- とあり、これについて「先づ一山家で男の子が生れると其の年の十一月十五日に長官一老の坊で入官式が行われる。一人一人母がその子を長官に渡し、長官は抱いて『いい子だなー』と返す。そして座階帳という戸籍と席次を兼ねたような帳簿に記入され法楽祝宴があって初めて一山人となる。」と述べていることから、各年に龍旭の子供が生まれ一山に入官したとみられる。
- (22) 註(7)に同じ、155～156頁。明治元年(1868)の神仏判然令の影響で、芦峯寺衆徒も還俗して神職となり復職名を列記し報告した改名帳である。



写真1 芦峯寺宝泉坊旧蔵資料群(令和6年6月)

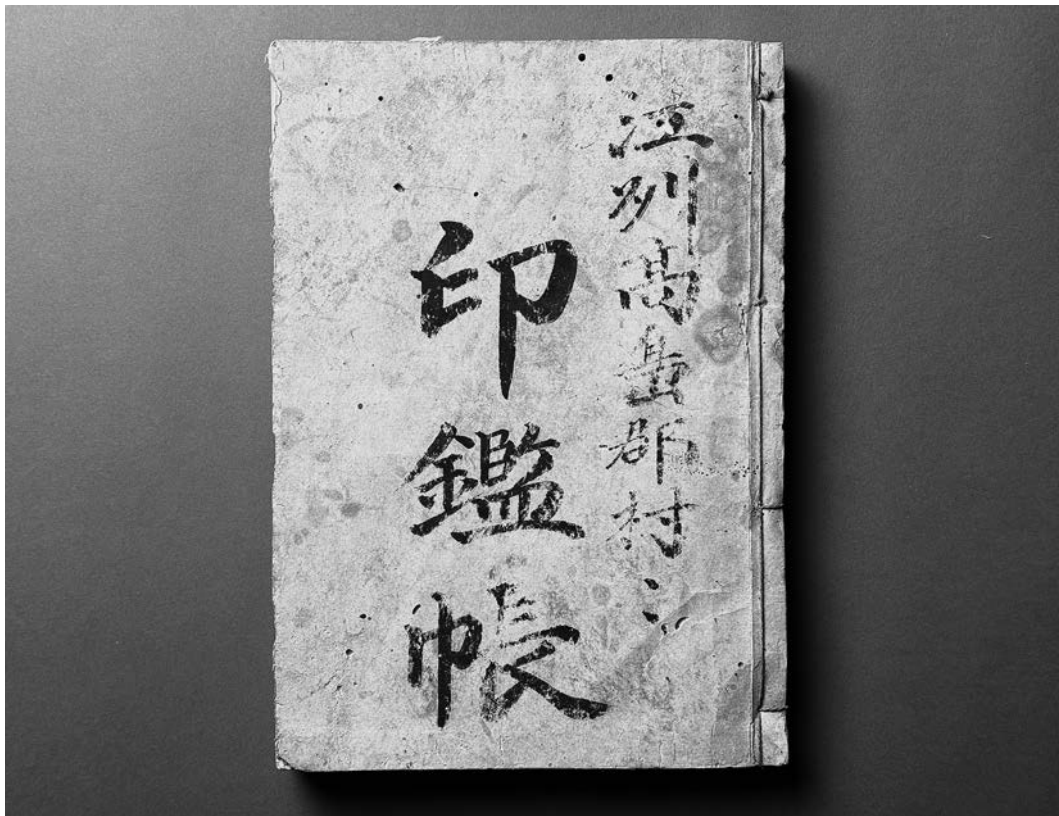


写真2 『印鑑帳』表紙

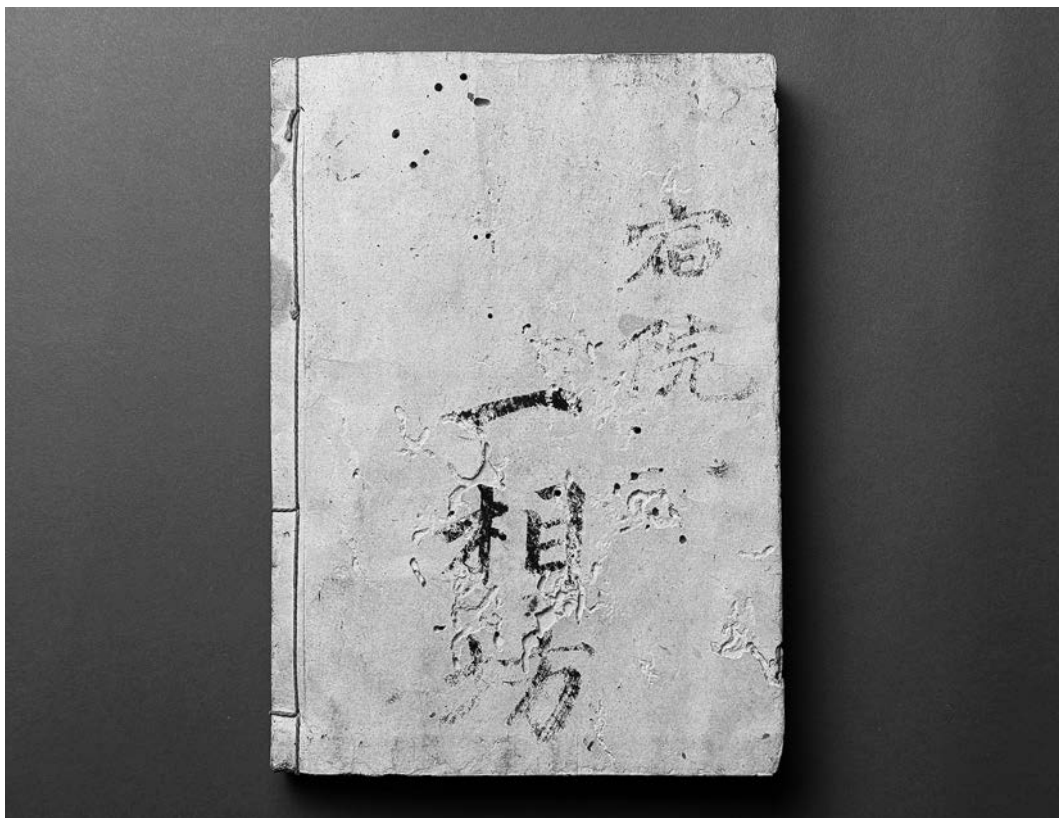


写真3 『印鑑帳』裏表紙



写真4 『印鑑帳』がおさまられていた木箱

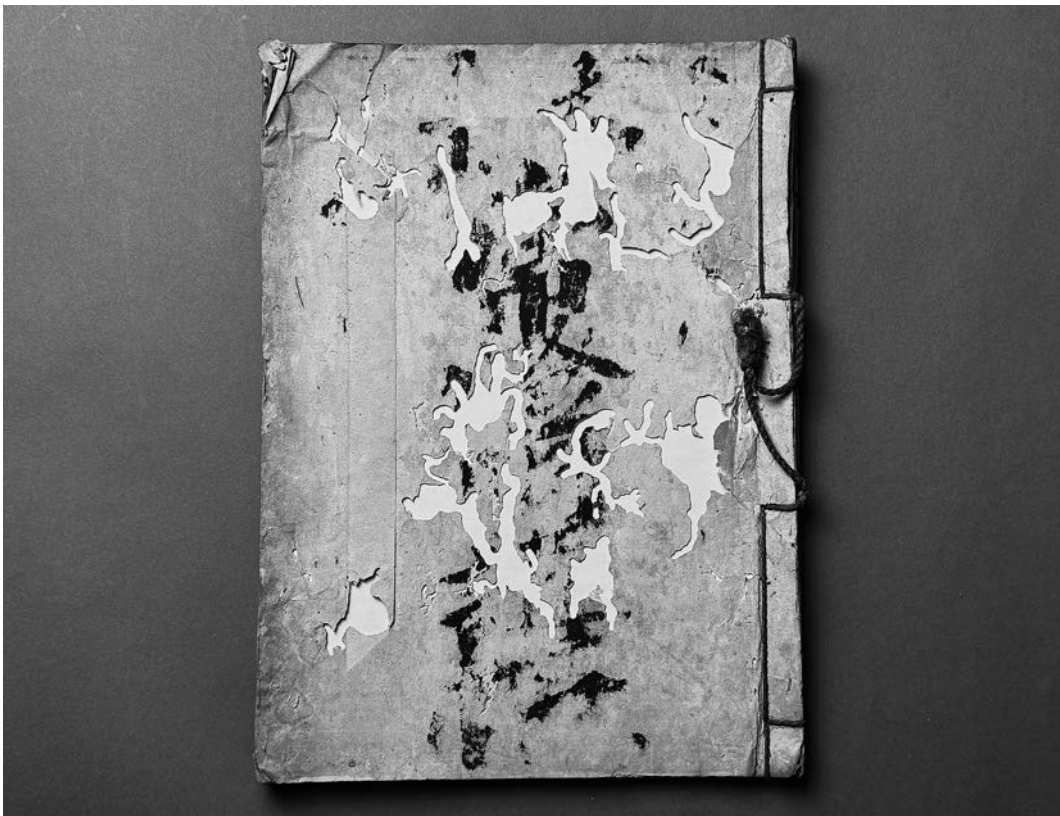


写真5 『越中立山常燈明請取帳』表紙



写真6 『越中立山常燈明請取帳』裏表紙

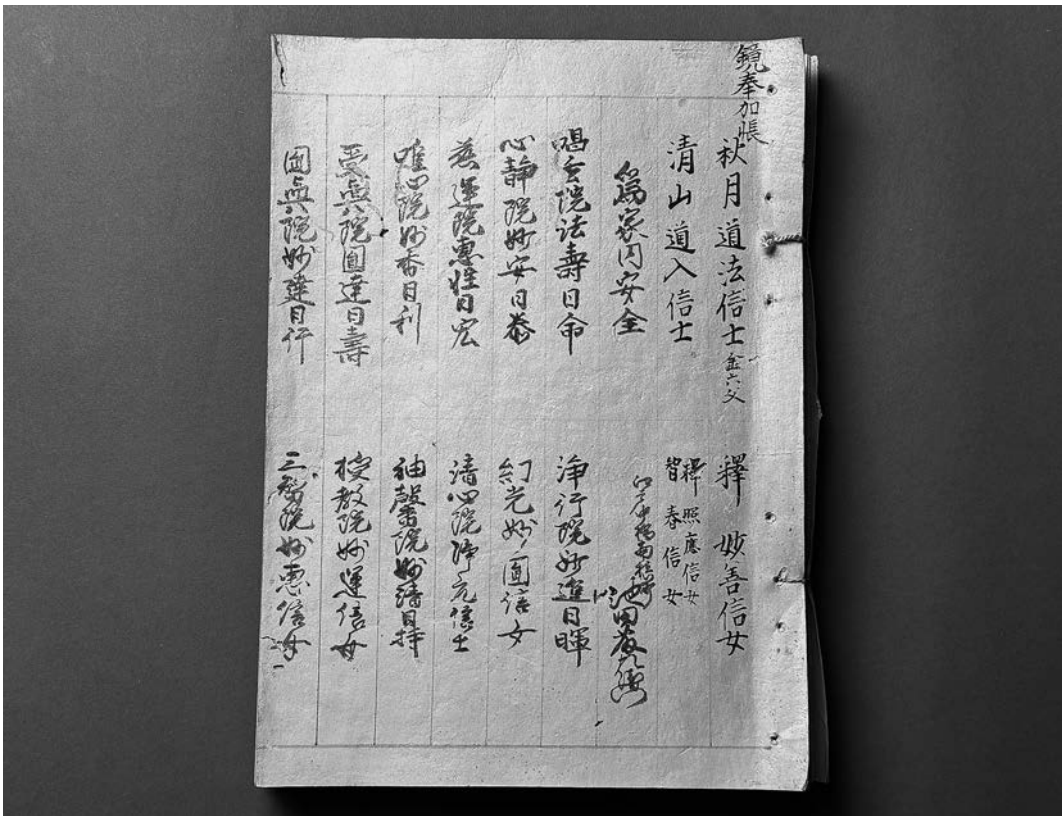


写真7 『鏡奉加帳』

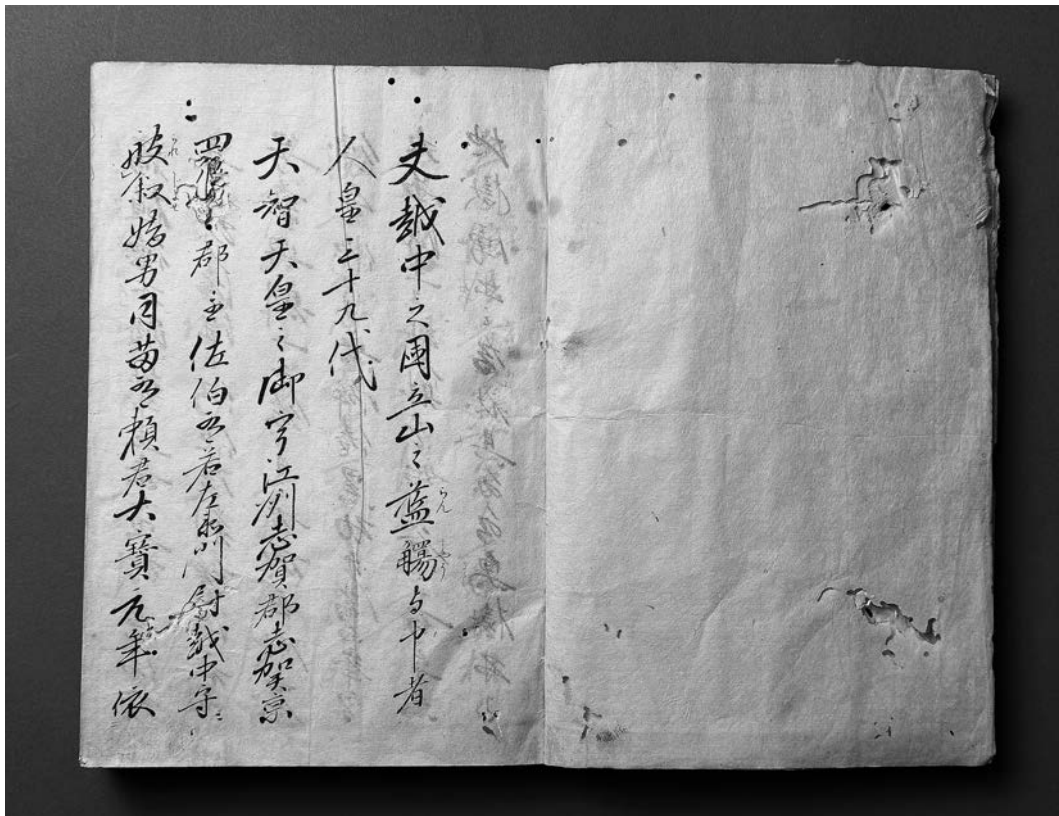


写真8 『印鑑帳』①

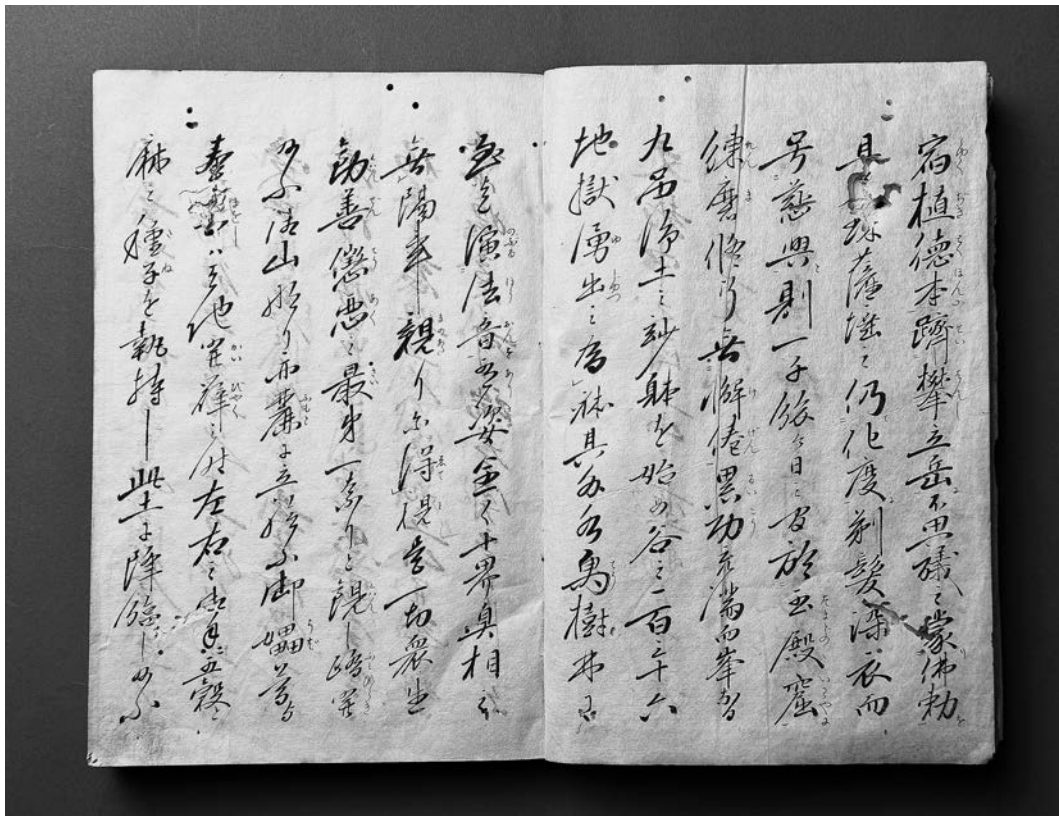


写真9 『印鑑帳』②

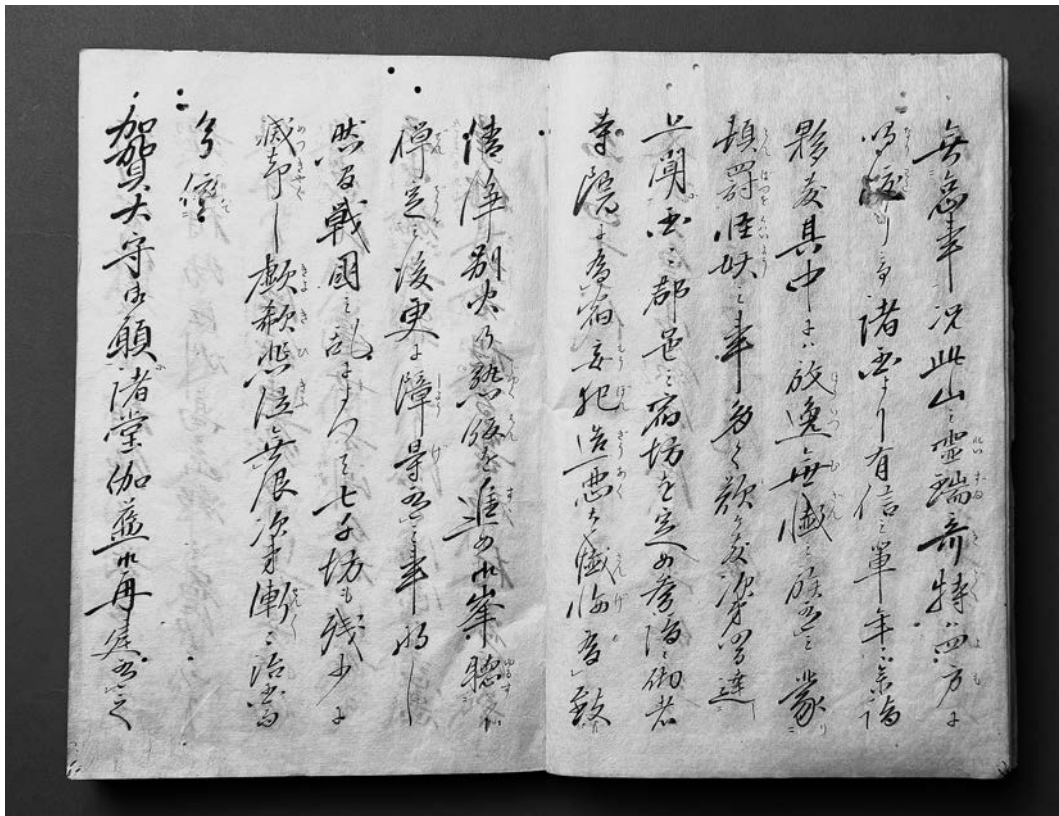


写真12 『印鑑帳』⑤

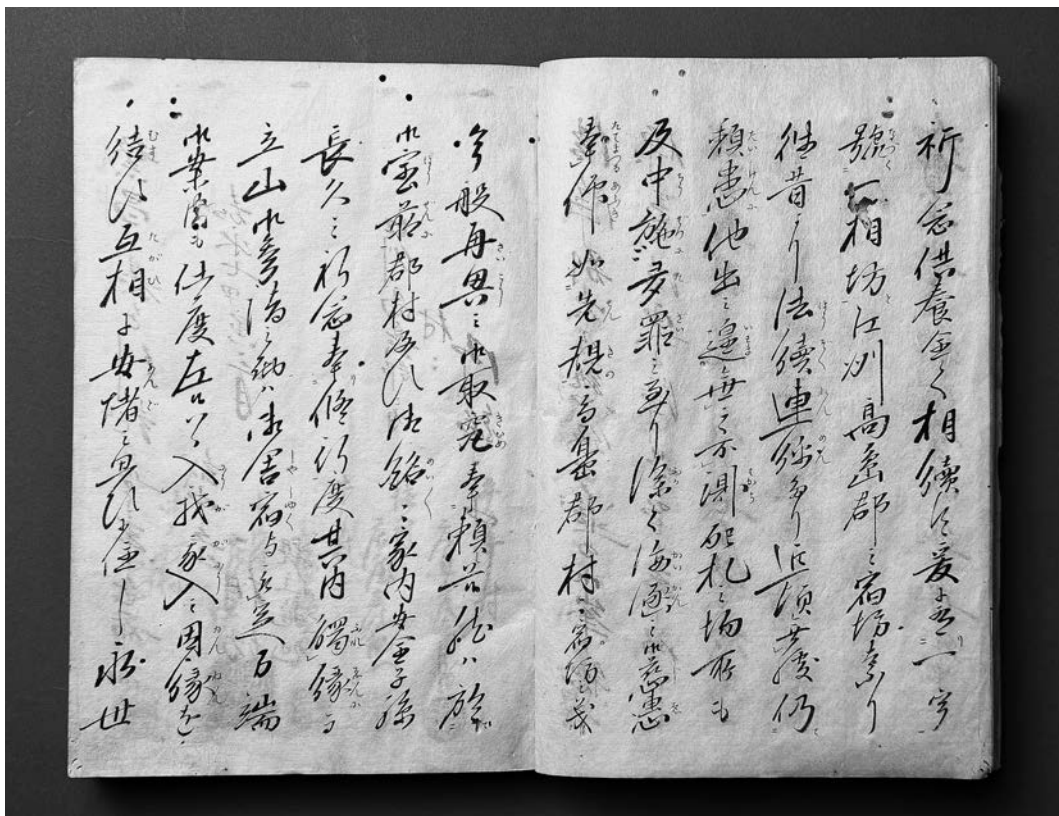


写真13 『印鑑帳』⑥

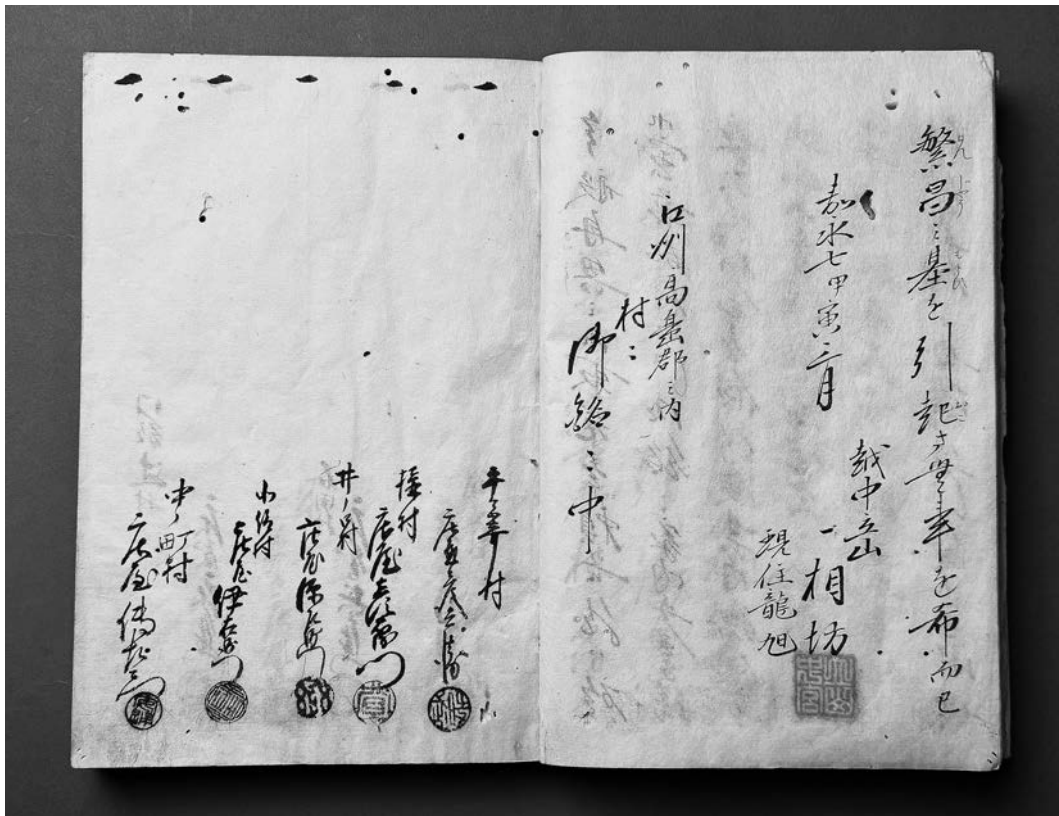


写真14 『印鑑帳』⑦